

令和3年7月21日

生徒・保護者の皆様

県立新羽高等学校長

「神奈川版緊急事態宣言」の発出に伴う夏休みの過ごし方等について

日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルスの感染状況については、感染が急速に拡大し、今後、病床がひっ迫する事態が見込まれています。そこで、7月16日に開かれた新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなりました。

については、次の3点について改めてご協力をお願いいたします。

1 生徒の感染防止対策の強化・徹底について

- ・発熱等の症状が見られる場合は、休養するとともに、医療機関を受診するなどの対応をすること。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。下校途中での飲食はしないこと。

2 生徒の教育活動外の行動について

- ・グループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

3 家庭における感染防止対策について

- ・旅行や帰省などで県境を越える移動については、自粛が要請されていることを踏まえて対応するよう、ご協力をお願いいたします。

問合せ先

副校長 河合

(045)543-8649 (直通)